

三十 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>52の3 - 1 法人が、<u>特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第52条の3第5項の規定により当該特別償却対象資産について益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は、同条第6項第3号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金として計上していた金額のうち積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>52の3 - 2 法人が措置法第52条の3第1項から第3項まで.....<u>同条第2項若しくは第3項</u>.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52の3 - 3 <u>合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)</u>が措置法第52条の3第15項、第17項、第20項又は第23項の規定により特別償却準備金の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該特別償却準備金に係る同条第5項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設</p>	<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>52の3 - 1 法人が、特別償却準備金の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第52条の3第4項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は、<u>同条第5項第2号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特別償却準備金のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>52の3 - 2 法人が措置法第52条の3第1項及び第2項.....<u>同条第2項</u>.....</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>立法人をいう。以下同じ。)</u>が当該特別償却準備金の積立てをした事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p>	